平成２７年（フ）第８９号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目59番地　好清荘10号
債務者　西村　裕二
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８号
鳥取県境港市渡町2245番地、前住所大阪市都島区大東町１丁目２番７号
債務者　安田　勝彦
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１０８号
山口県下関市安岡本町１丁目５番25号
債務者　津田　寿昭
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
大分市千代町４丁目１番25号（プレミール小野302）
債務者　佐藤　恵美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６４号
宮崎市平和が丘西町25番地１　県営住宅２棟503号
債務者　川越　志保
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６６号
宮崎県児湯郡新富町大字新田8123番地１
債務者　橋　　宏至
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９４号
北九州市門司区清見３丁目５番３－502号
債務者　中村　理子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市長沢２丁目22番８号
債務者　吉田美千子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２７３号
神奈川県厚木市寿町３丁目１番１－502号
債務者　山口キミ子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０３号
神奈川県厚木市吾妻町１番13－501号、前住所神奈川県厚木市王子３丁目２番２－502号
債務者　大淺　由夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７７号
神奈川県伊勢原市板戸341番地　スカイマンション板戸303号
債務者　山中　広志
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９１号
山口県防府市大字田島4077番地の３
債務者　横手　満男
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８６５５号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目32－７－313
債務者　藤井麻衣子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７２６号
東京都荒川区荒川６丁目45－２－201
債務者　小林　正秀
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７２８号
東京都練馬区東大泉６丁目１－35－203
債務者　岡尾久美子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７３５号
東京都豊島区池袋３丁目44－15－203
債務者　大野　眞頌
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７３６号
東京都目黒区碑文谷１丁目19－11－101
債務者　曽禰　剛夫
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部